

令和8年9月10日招集

令和8年 第5回(9月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第96号	佐渡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第97号	佐渡市犯罪被害者等支援条例の制定について	5
議案第98号	佐渡市離島開発総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第99号	佐渡市保健センター条例を廃止する条例の制定について	12
議案第100号	佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第101号	佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第102号	佐渡市景観条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第103号	新たに生じた土地の確認について（浜河内・松ヶ崎地内）	21
議案第104号	字の変更について（浜河内・松ヶ崎地内）	22
議案第105号	佐和田中学校体育館大規模改修（建築）工事請負契約の締結について	23
議案第106号	和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について	24
議案第107号	損害賠償の額を定めることについて	25
議案第108号	損害賠償の額を定めることについて	26
議案第109号	佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の変更について	27
議案第110号	令和8年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について	28

議案第111号	令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	28
議案第112号	令和8年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	28
議案第113号	令和8年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	28
議案第114号	令和8年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について	28
議案第115号	令和8年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	28
議案第116号	令和8年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について	28
議案第117号	令和8年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について	28

議案第96号

佐渡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

佐渡市認可地縁団体印鑑条例（平成16年佐渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）<u>第18条の3第1項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査し、登録するものとする。 （代理人による申請又は届出） 第12条 法施行規則<u>第18条の3第</u>	（登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）<u>第21条第2項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査し、登録するものとする。 （代理人による申請又は届出） 第12条 法施行規則<u>第19条第1項</u>

<u>1 項第 7 号</u>に規定する代理人を置いてある団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。	<u>第 1 号ト</u>に規定する代理人を置いてある団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

(佐渡市手数料条例の一部改正)

2 佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新		旧	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
全般		全般	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 ～17 (略)	(略)	1 ～17 (略)	(略)
18 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号） <u>第18条の 3 第</u>	(略)	18 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号） <u>第21条第 2 項</u>	(略)

<u>1 項</u> の規定に基 づく認可を受け た地縁による団 体について告示 した事項に関す る証明書の交付 19～27 （略）	（略）	____の規定に基 づく認可を受け た地縁による団 体について告示 した事項に関す る証明書の交付 19～27 （略）	（略）
税関係～消防関係 （略）		税関係～消防関係 （略）	

議案第97号

佐渡市犯罪被害者等支援条例の制定について

佐渡市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることによって、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる地域社会の形成促進を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 本市に居住する者及び本市内に勤務し、又は在学等をする者をいう。
- (4) 事業者 本市で事業その他の活動を行う個人又は団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等への支援に関係する団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた際に、行政及び司法の担当者並びに市民、事業者及びマスメディア関係者等による偏見、無理解、差別等に基づく言動、誹謗中傷等によって被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を有することに鑑

み、これを配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いに留意し、二次被害又は再被害が生ずることのないよう十分配慮して行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する行為等により二次被害を与えないよう努めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないよう努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する行為等により二次被害を与えないよう努めるとともに、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するものとする。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等で受けた被害により犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(日常生活又は社会生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ必要な生活上の支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の保護に努めるとともに、その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう事業者への啓発活動に努めるものとする。

(市民及び事業者の犯罪被害者等への理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等への支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、二次被害を防止し犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう広報及び啓発活動を行うものとする。

(支援の制限)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第98号

佐渡市離島開発総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市離島開発総合センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市離島開発総合センター条例の一部を改正する条例

佐渡市離島開発総合センター条例（平成16年佐渡市条例第173号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新			旧		
別表（第9条関係）（税込み）			別表（第9条関係）（税込み）		
施設名	室名	使用料 （1時間当たり）	施設名	室名	使用料 （1時間当たり）
あいかわ 開発総合 センター	（略）	（略）	あいかわ 開発総合 センター	（略）	（略）
佐渡離島 開発総合 センター	生活相談 室・老人 相談室	（略）	佐渡離島 開発総合 センター	生活相談 室・老人 相談室	（略）
佐渡中央 会館	<u>多目的室</u>	<u>300</u>	佐渡中央 会館	_____	_____
	和室1号 ～第4研 修室	（略）		和室1号 ～第4研 修室	（略）
備考（略）			備考（略）		

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第99号

佐渡市保健センター条例を廃止する条例の制定について

佐渡市保健センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市保健センター条例を廃止する条例

佐渡市保健センター条例（平成16年佐渡市条例第217号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第100号

佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年佐渡市条例第226号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（多量の一般廃棄物） 第21条 法第6条の2 <u>第7項</u>の規定により運搬その他について市長が指定することができる多量の一般廃棄物の量は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（3） （略） 2～4 （略）	（多量の一般廃棄物） 第21条 法第6条の2 <u>第5項</u>の規定により運搬その他について市長が指定することができる多量の一般廃棄物の量は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（3） （略） 2～4 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第101号

佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例（平成18年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新			旧		
別表（第7条関係） 平スキー場使用料（税込み） （単位：円）			別表（第7条関係） 平スキー場使用料（税込み） （単位：円）		
区分	高校生以上	中学生以下	区分	高校生以上	中学生以下
リフト（1日券）	<u>2,500</u>	<u>1,250</u>	リフト（1日券）	<u>2,000</u>	<u>1,000</u>
リフト（午前 前半日券）	<u>1,500</u>	<u>750</u>	リフト（午前 前半日券）	<u>1,200</u>	<u>600</u>
リフト（午後 後半日券）	<u>1,800</u>	<u>900</u>	リフト（午後 後半日券）	<u>1,500</u>	<u>750</u>
シ ー ズ ン 券	<u>17,000</u>	<u>8,500</u>	シ ー ズ ン 券	<u>15,000</u>	<u>7,500</u>
備考 1・2 （略）			備考 1・2 （略）		

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。

議案第102号

佐渡市景観条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市景観条例の一部を改正する条例

佐渡市景観条例（平成21年佐渡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（届出不要行為） 第10条 景観計画区域における法第16条第8項第12号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、特別区域については、規則で定める。 （1）～（21） （略） （<u>景観整備推進法人</u>の指定） 第26条 市長は、法第92条第1項の規定による申請をする者（以下「申請者」という。）が本市の景観行政の推進に資する法人であって、規則に定める基準に適合していると認めるときは、<u>景観整備推進法人</u>として指定することができる。	（届出不要行為） 第10条 景観計画区域における法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、特別区域については、規則で定める。 （1）～（21） （略） （<u>景観整備機構</u>の指定） 第26条 市長は、法第92条第1項の規定による申請をする者（以下「申請者」という。）が本市の景観行政の推進に資する法人であって、規則に定める基準に適合していると認めるときは、<u>景観整備機構</u>として指定することができる。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第103号

新たに生じた土地の確認について（浜河内・松ヶ崎地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在地	面積（㎡）
①	佐渡市浜河内字猿丸819番4地先の土地	393.05
②	佐渡市浜河内字猿丸819番4地先の公有水面埋立地	1,362.26
③	佐渡市松ヶ崎字飛渡1329番3、佐渡市松ヶ崎字桶川1332番3、1337番2地先の土地	348.75
④	佐渡市松ヶ崎字飛渡1329番3、佐渡市松ヶ崎字桶川1332番3、1337番2地先の公有水面埋立地	440.82
⑤	佐渡市松ヶ崎字桶川430番2、佐渡市松ヶ崎字トシマ1340番3地先の土地	266.20
⑥	佐渡市松ヶ崎字桶川430番2、佐渡市松ヶ崎字トシマ1340番3地先の公有水面埋立地	298.27

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第104号

字の変更について（浜河内・松ヶ崎地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
①	佐渡市浜河内字猿丸819番4地先の土地	佐渡市浜河内 字猿丸
②	佐渡市浜河内字猿丸819番4地先の公有水面埋立地	
③	佐渡市松ヶ崎字飛渡1329番3、佐渡市松ヶ崎字桶川 1332番3、1337番2地先の土地	佐渡市松ヶ崎 字桶川
④	佐渡市松ヶ崎字飛渡1329番3、佐渡市松ヶ崎字桶川 1332番3、1337番2地先の公有水面埋立地	
⑤	佐渡市松ヶ崎字桶川430番2、佐渡市松ヶ崎字トシマ 1340番3地先の土地	佐渡市松ヶ崎 字トシマ
⑥	佐渡市松ヶ崎字桶川430番2、佐渡市松ヶ崎字トシマ 1340番3地先の公有水面埋立地	

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第105号

佐和田中学校体育館大規模改修（建築）工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 佐和田中学校大規模改修（建築）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 495,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 佐渡市八幡1966番地1
遠藤建設株式会社
代表取締役 遠藤 芳輝 |

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第106号

和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 和木漁港 港整備交付金工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 247,170,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市両津夷268番地7
有限会社 菊池組
代表取締役 菊池 光浩

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第107号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方 市内 個人

2 損害賠償の額 549,203円

3 事故の概要

- (1) 事故発生日 令和8年7月10日 午後1時12分頃
- (2) 事故の発生場所 佐渡市泉地内
- (3) 事故の状況 佐渡市所有公用車が、前方に停止中の車両に追突したもの。

過失割合	佐渡市	100%
	相手方	0%

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第108号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方 市内 個人

2 損害賠償の額 523,080円

3 事故の概要

- (1) 事故発生日 令和8年6月5日 午後3時43分頃
- (2) 事故の発生場所 佐渡市羽茂村山地内
- (3) 事故の状況 佐渡市所有公用車が柿畑に侵入し柿の木に衝突し倒壊させたもの。

過失割合 佐渡市 100%
 相手方 0%

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第109号

佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の変更について、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）（第2次変更）別紙添付）

- 議案第110号 令和8年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第111号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第112号 令和8年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）について (予算書別紙添付)
- 議案第113号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて (予算書別紙添付)
- 議案第114号 令和8年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第115号 令和8年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第116号 令和8年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第117号 令和8年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）につい
て (予算書別紙添付)

《令和 8 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・医療提供体制整備事業の経費を計上
- ・その他の経費については、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を行うほか、6 月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	51,694,958
補正額	552,347
累計予算額	52,247,305

3. 財源内訳

（単位：千円）

国県支出金	4,356
繰入金	△390,263
繰越金	990,917
市債	600
その他	△53,263

4. 主な補正項目

1) 医療提供体制整備事業【健康医療対策課】

補正額：919 千円

（事業内容）

オンライン診療を活用した、市内における持続可能な地域医療提供体制確保に向けた事業を、両津地区の巡回診療等において実施するために要する経費を計上。

令和8年度 一般会計補正予算(第3号) 事業概要一覧

事業名		概 要	担当課
1)	医療提供体制整備事業 予算額[919] 財 源[(県)338]	オンライン診療を活用した、市内における持続可能な地域医療提供体制確保に向けた事業を、両津地区の巡回診療等において実施するために要する経費を計上。 ○事業内容 ・消耗品費 76千円 ・通信運搬費 184千円 ・機械器具購入費(オンライン診療用タブレット、電子聴診器、StarLinkキット) 659千円	健康医療対策課

※一覧表中、[県]は県支出金の略

※事業名欄の数値の単位は千円

議案第 111 号

《令和 8 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金を計上
- ・国庫補助金申請による国庫支出金を計上
- ・国民健康保険事業財政調整基金積立金を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	5,493,433
補正額	112,275
累計予算額	5,605,708

3. 財源内訳

（単位：千円）

国庫補助金	2,649
一般会計繰入金	△2,156
繰越金	111,782

4. 補正項目

（単位：千円）

○総務費	
・人件費・一般管理費	補正額： 473
○保健事業費	
・人件費・特定健康診査等事業費	補正額： 20
○基金積立金	
・国民健康保険事業財政調整基金積立金	補正額： 83,561
○諸支出金	
・償還金	補正額： 22,357
・一般会計繰出金	補正額： 5,864

議案第 112 号

《令和 8 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)概要》

1. 補正予算について

- ・ 前年度決算に伴う繰越金を計上
- ・ 前年度決算及び当年度確定賦課により保険料等負担金を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	1,096,900
補 正 額	46,639
累計予算額	1,143,539

3. 財源内訳

(単位：千円)

後期高齢者医療保険料	35,458
一般会計繰入金	△1,602
繰越金	12,783

4. 補正項目

(単位：千円)

○総務費

・ 人件費・一般管理費	補正額：	△1,602
-------------	------	--------

○後期高齢者医療広域連合納付金

・ 後期高齢者医療広域連合納付金	補正額：	46,233
------------------	------	--------

○諸支出金

・ 一般会計繰出金	補正額：	2,008
-----------	------	-------

議案第 113 号

《令和 8 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金を計上
- ・前年度決算に伴う介護給付費準備基金積立金、国庫負担金等の精算返還金を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	8,375,489
補正額	319,856
累計予算額	8,695,345

3. 財源内訳

（単位：千円）

国庫補助金	164
支払基金交付金	3,241
県補助金	102
一般会計繰入金	△9,103
繰越金	325,452

4. 補正項目

（単位：千円）

○総務費

・人件費・一般管理費	補正額：	△9,449
------------	------	--------

○地域支援事業費

・人件費・介護予防・日常生活支援総合事業費	補正額：	71
・人件費・包括的支援事業・任意事業費	補正額：	172

○基金積立金

・介護給付費準備基金積立金	補正額：	116,449
---------------	------	---------

○諸支出金

・償還金	補正額：	172,438
・一般会計繰出金	補正額：	40,175

議案第 114 号

《令和 8 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	646,400
補 正 額	10,704
累計予算額	657,104

3. 財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金	2,570
繰越金	8,134

4. 補正項目

（単位：千円）

○介護老人保健施設費

- ・一般管理費（人件費） 補正額： 2,570

○諸支出金

- ・一般会計繰出金 補正額： 8,134

議案第 115 号

《令和 8 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 1 号）概要》

【内容】

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の補正を計上

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1, 778, 744	0	1, 778, 744
支出	2, 147, 934	△10, 013	2, 137, 921
収支	△369, 190	10, 013	△359, 177

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1, 615, 619	0	1, 615, 619	163, 125	0	163, 125
支出	1, 900, 818	△8, 436	1, 892, 382	247, 116	△1, 577	245, 539
収支	△285, 199	8, 436	△276, 763	△83, 991	1, 577	△82, 414

【両津病院】

[補 正 額] ・ 収益的収入 0 千円 ・ 収益的支出 △8, 436 千円

【相川診療所】

[補 正 額] ・ 収益的収入 0 千円 ・ 収益的支出 △1, 577 千円

《令和 8 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・災害復旧事業に要する経費を計上

2. 予算規模

- ・収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	2,602,053	支出	補正前の額	2,602,053
	補正額	△720		補正額	2,770
	累計予算額	2,601,333		累計予算額	2,604,823

- ・資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,283,701	支出	補正前の額	2,334,416
	補正額	20,000		補正額	17,263
	累計予算額	1,303,701		累計予算額	2,351,679

3. 財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

- ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 △2,737

4. 補正内容 (単位：千円)

○収益的収入

- ・児童手当の財源としての一般会計補助金 補正額： △720

○収益的支出

- ・人事異動等に伴う人件費 補正額： 2,770

○資本的収入

- ・災害復旧事業に係る企業債 補正額： 2,800
- ・公共土木施設災害復旧費国庫補助金 補正額： 17,200

○資本的支出

- ・人事異動等に伴う人件費 補正額： △2,737
- ・災害復旧事業費 補正額： 20,000

《令和 8 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・設備故障に伴う修繕費の補正を計上
- ・公共柵設置要望増に伴う工事請負費の補正を計上
- ・児童手当の増に伴う一般会計繰入金の補正を計上

2. 予算規模

・収益的収支				(単位：千円)			
収入	補正前の額	3,339,295		支出	補正前の額	3,339,295	
	補正額	120			補正額	4,923	
	累計予算額	3,339,415			累計予算額	3,344,218	
・資本的収支				(単位：千円)			
収入	補正前の額	1,736,224		支出	補正前の額	2,404,480	
	補正額	0			補正額	8,456	
	累計予算額	1,736,224			累計予算額	2,412,936	

3. 財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

- ・補てん財源（過年度損益勘定留保資金）充当 94,547
- ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 △ 86,091

4. 補正内容 (単位：千円)

○収益的収入		
・営業外収益（他会計補助金）	補正額：	120
○収益的支出		
・人事異動等に伴う人件費等	補正額：	△13,526
・処理場費（修繕費）	補正額：	18,329
・児童手当	補正額：	120
○資本的支出		
・人事異動に伴う人件費	補正額：	6,456
・下水道施設改良費（工事請負費）	補正額：	2,000

追加議案目次

議案第118号	令和7年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第119号	令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第120号	令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第121号	令和7年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第122号	令和7年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第123号	令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第124号	令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議案第125号	令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	8
議案第126号	令和7年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議案第127号	令和7年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第128号	令和7年度佐渡市病院事業会計決算の認定について	11
議案第129号	令和7年度佐渡市水道事業会計決算の認定について	12
議案第130号	令和7年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について	13
議案第131号	令和7年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	14

議案第132号 令和7年度佐渡市下水道事業会計未処分利益剰
余金の処分について

15

議案第118号

令和7年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第119号

令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第120号

令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第121号

令和7年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第122号

令和7年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第123号

令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第124号

令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第125号

令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第126号

令和7年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第127号

令和7年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第128号

令和7年度佐渡市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度佐渡市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第129号

令和7年度佐渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度佐渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第130号

令和7年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度佐渡市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第131号

令和7年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度の佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金2,067,262,259円のうち100,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとするについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第132号

令和7年度佐渡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度の佐渡市下水道事業会計未処分利益剰余金403,718,345円のうち200,000,000円を資本金に組み入れ、100,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとするについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五